であたう (特) 第6号 2023年 4宵

できしのしませんりじょうれい かできました

字どもにとって大切な権利を赞るため、また字どもが家庭や字どもの施設、 地域などの一賞として、自分らしく愛心して暮らせるまち、字どもの権利が 尊重されるまちをつくることを自的に、「武蔵野市子どもの権利条例」を 作りました!今回は、その大まかな内容を紹介します。 パブリックコメント (意覚 募集) などでいただいた みなさんの意覚も参考に しながら作りました!

Perolin el ? 🯺

ことでは、0~17歳の人)も、おとなと同じように一人 でんげん の人間として『権利』を持っています。

すべて子どもは、かけがえのない大切な存在です。
世界中の国々が協力して「子どもの権利条約」
を作成し、日本も 1994年に条約の内容に賛成しました。世界的な条約の考えたに基づいて、子どもが暮らすまちで、子どもの権利を守っていくために、市の条例を定めました。

案例の基本的な業え芳やメッセージを養す部分のことです

特に大切な子どもの権利

字どもの権利案約で決められた、字どもの権利を导る とともに、8つの権利を特に決切な権利として等ります。

自分らしく 遊ぶ権利 安心して 行っ権利 生きる権利 自分の意思 首分の気持ち 休息する で学ぶ権利 を尊重される 権利 世んり 差別されずに 意見を表明 生きる権利 し、参加する 権利

ぜん ぶん

子どもたちのことば



「わたしたち子どもは、柔柔の希望となる 種で、無限の奇能性や能力があり、それら を発揮することができます。

わたしたちは、おとなと簡じように意見を言い、 皆 し 合うことができます。

わたしたちは、首分らしく生きるために、首分で 考えて行動することができます。首分の夢を、首由 に考えて決めることができます。

そのためには、わたしたちだけではできないことも あり、おとなの協力や支援が必要です。

業来の社会をつくるわたしたちは、知りたいことを 学び、十分な教育を受けることで成長できます。 わたしたちは、不安に懲じたり、なやんだり、園ったりしたときに、信頼できる人がいる場所で、稲談したり、動けを求めたりすることができます。

おとなと字どもは、お<u>宮いの権利を理解し</u>貧重し合うことで、それぞれの権利を**等**ります。

また、わたしたち字どもは、お<u>宮</u>いを尊重し合って 行動することができます。

わたしたちは、首分首身のことを失切に憩い、幸せ を懲じられるよう、これらのことを願います。

そして、これらの願いが届くようなまちであること を望みます。」





これらの「予どもたちのことば」には、予どもたち首身の気持ちや願いが込められています。これらが実現できるまちを首指します!

武蔵野市子どもの権利条例の内容を紹介します

子どもの権利を保障するための役割



市民、保護者、予どもの施設と **蓮携して、**字どもにやさしい まちづくりを進めます



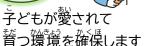


社会全体で子どもを 見売り芸えます



として必要な取り組みを進めます





子どもの権利を保障するため、施設

子どもを支える人々や施設を武蔵野市が支援します

2 子どもの安全と安心の確保

だい じょう こ あんぜん 第21条 子どもの安全

- ○子どもを犯罪や事故などから売ります
- ○子どもの施設では、事故が起きないよう に取り組みます
- ○子どもの施設では、事故などが起きたと きには、すぐに子どもの「冷を売り、筒じ ことが起きないようにします



ない しょう ぼうりょく きゃくない たいばっ ぼうし 第22条 暴力、虐待みよび你知の防止

- ○字どもが暴力、驚待、体罰を受けることがない よう取り組みます
- 〇もし暴力、驚待、体罰を受けた子どもがいた 場合、すぐに必要な支援をします

字どもに対する暴力・**産待・体罰・いじめは、**字ども の権利を傷つけることであり、誰であっても、どの ような理由があってもしてはなりません



〈武蔵境ぽっぽ公園〉



〈保育の様子〉

いじめの防止のため、市では 「武蔵野市いじめ防止基本方針」をデめています

意23条 GVCのの時代

- ○いじめを受けず、愛心して暮らせる 環境にしていきます
- Oいじめがあったときは、いじめをとめ、 いじめられた字を尋るとともに、いじめを した子にも必要な支援をします
- ○いじめが起きたときにそれを 解決する<mark>ため</mark>のしくみをつくります



3 予どもにやさしいまちづくりの推進

ない しょう じぶん い はしょ 第13条 自分与し<居号れる場所

- 〇字どもが保養を必要とするときに、首分にあった 居場所で過ごせるように取り組みます



〈コミュニティセンター〉

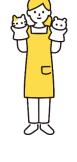
(1) ない ない 数 数 は 第15条 多額は等での場

○学校に随うことのできない予どもも安心して学べる よう、学校以外の多様な学びの場づくりを進めます

期 3 子どもの意見表明

字どもは、首角に首分の意見を伝えることができます字どもは、首分の意見と簡じように他の人の意見も 大切にします

- ○子どもが意見を伝えやすい環境をつくります
- 〇おとなは、首分でうまく意思を伝えられない 子どもの意思をくみ取り代わりに伝えます
- ○字どもに関係のあることを決めるときは、
 - 子どもの意見を聴き、贄重します





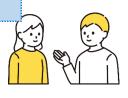
(0123 はらっぱ)

かしよう ねんかい はったっ 第14条 年節、祭建などに応じに居場所

- 〇字どもとおとなが居場<mark>所を</mark>いっしょに利用できるように工夫します

第16条 予定电加与风温酸

- うまくせつそうだん 〇子どもが直接相談することができる ・ できる。 ・ できたんまどくち 市の相談窓口をつくります
- 〇市の相談窓口のほかにも、園りごとや不安に 感じることなどを気軽に話せる、身近な相談の 場づくりを進めます





〈むさしの業業ワークショップ〉

子どもは、市党の一賞として、市のまちづくりに参加できます



〈Teensムサカツ〉

○字どもについての市の計画を決めたり、評価をしたりするときは、おとなと同じように字どもの意見を聴きます ○字どもの施設は、字どもの意見を聴いたり、字どもが 運営に参加したりできるようにします





か じょう こ ひとり ましえん 第19条 子ども一人ひとりに合わせ信気援

○字どものおかれた「状況」に<mark></mark>だした、字ども 一人ひとりに魯わせた支援を削指します

製 (123) E (12

〇字どもの社会的首立に必要なときは、 18歳になっても、そのまま続けて支援を 受けることができます

4 子どもの権利を守るための具体的な仕組み

<u>たい</u> 第27、28条



- ○字どもの権利を赞るとともに、字どもの権利が蕩っ けられたときに救うため、子どもの権利擁護委員を
- ○字どもの権利擁護委員をサポートする役割として、 **科談・調査専門員をおきます**

すべての子どもが対象です

【子どもの権利擁護委員の役割】

- ・字どもや関係者からの積談に影じ、必要な 支援をします
- ・関係機関や当事者同士の調整を行います
- ・必要な場合は調査をします
- ・子どもの権利の保障のため、市に意見を言います
- ・字どもの権利の普及啓発を進めます



- ○この案例の考え芳をもとにして、市が子ども に関する取り組みを進めるための計画(予ども プラン武蔵野)を読めます
- ○計画がうまく難んでいるかどうか、必要なとき には子どもの意見も聞きながら評価します



ちゅうこうせいせ だい 中高生世代ワークショップ「Teens ムサカツ」などを通じて、子どもの声を

舞年 11**月20日を「武蔵野市子ともの権利の日」**とし、 子どもの権利を知ってもらうための取り組みやイベントを行います

- ○字どもの権利について伝えていきます
- ○字ども首身が字どもの権利を知り、首分と他の人の 権利の失切さについて学ぶ機会を保障します



び 進めていきます。

こともの権利条例の内容を紹介 する子ども向けのリーフレットなど も作成する予定です! また、子どもに関わる施設の人にも 伝えていきます。

聴き、計画づくりに生かします。

「武蔵野市子どもの権利条例」の本文は 市ホームページから見られます。 また、キッズページでも案例について 紹介しています。



▲条例の本文





っまでの「こどものけんりってなぁに?」 は、右の二次元コード→ から覚ることができます。



4月15日発行予定の

「市報むさしの 武蔵野市 子どもの権利条例制定特集号 (2218号)」でも、条例に ついて紹介しています。 ぜひ見てください!



へんしゅう はっこう こもきしの し こ かていぶ こ ここそだ しえんか 編集・発行/武蔵野市子ども家庭部 子ども子育て支援課 電話:0422-60-1851 ファクス:0422-51-9417

sec-kodomokosodate@city.musashino.lg.jp